



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

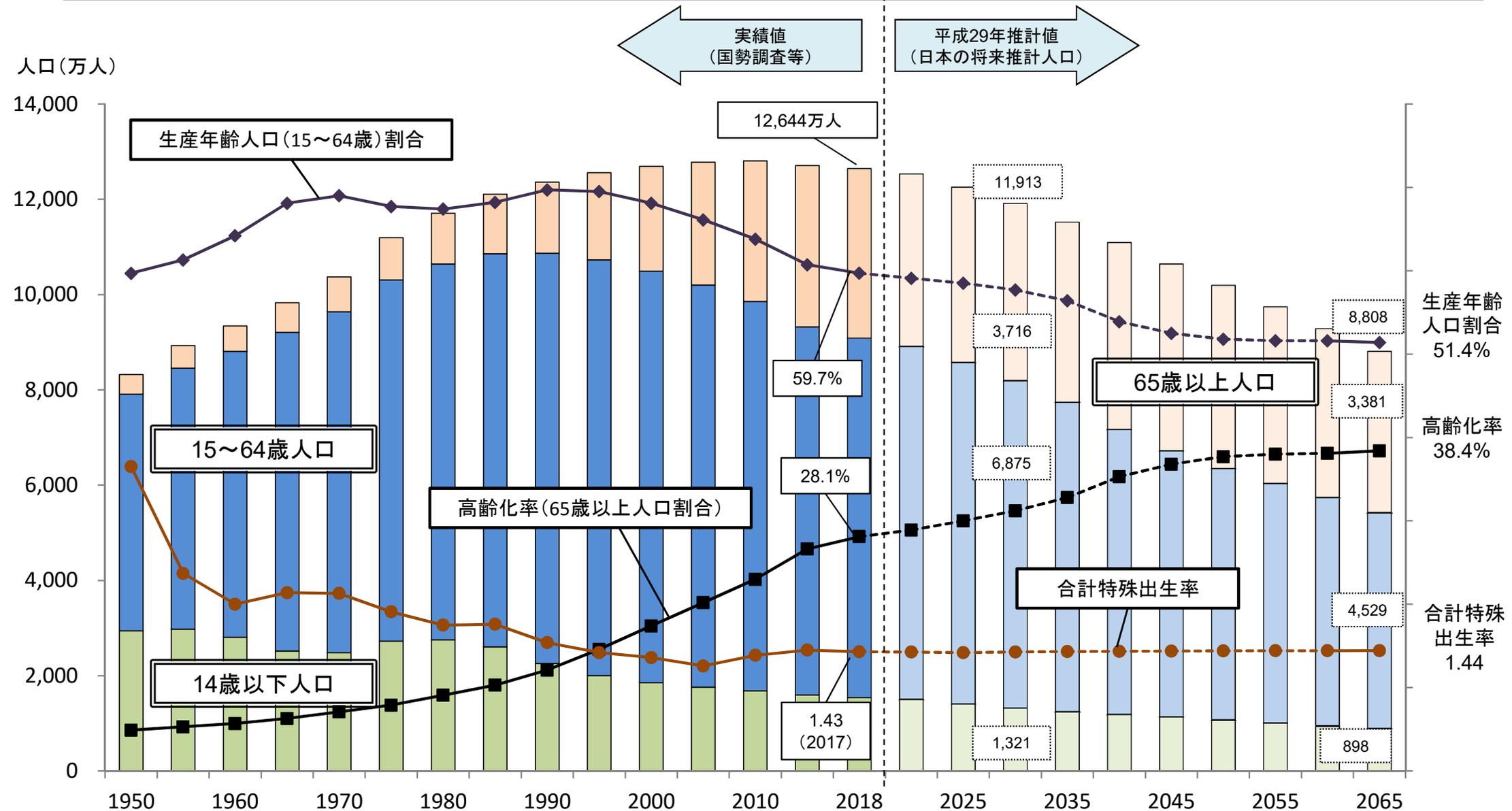
令和元年12月5日(木)  
地域共生社会の実現に向けた自治体等研修

# 「地域共生社会の実現に向けて」

厚生労働省 九州厚生局  
地域共生社会推進室

# 日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



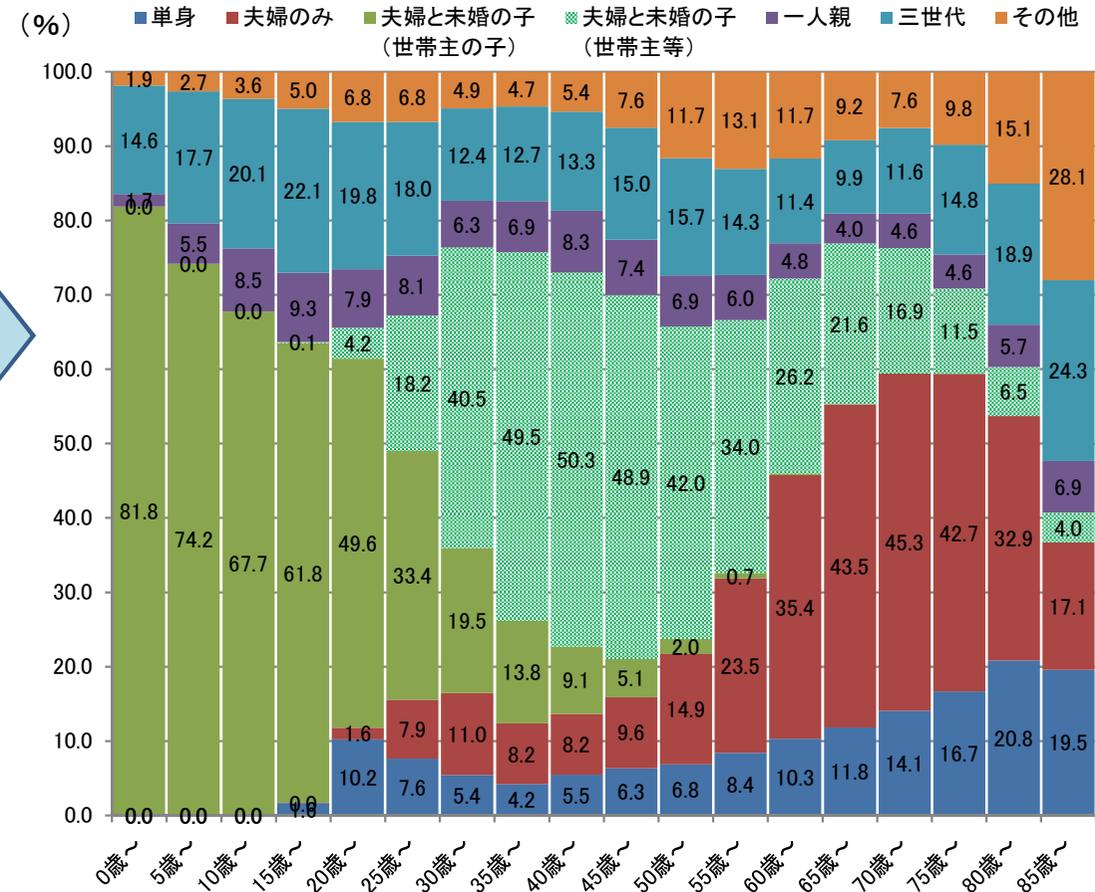
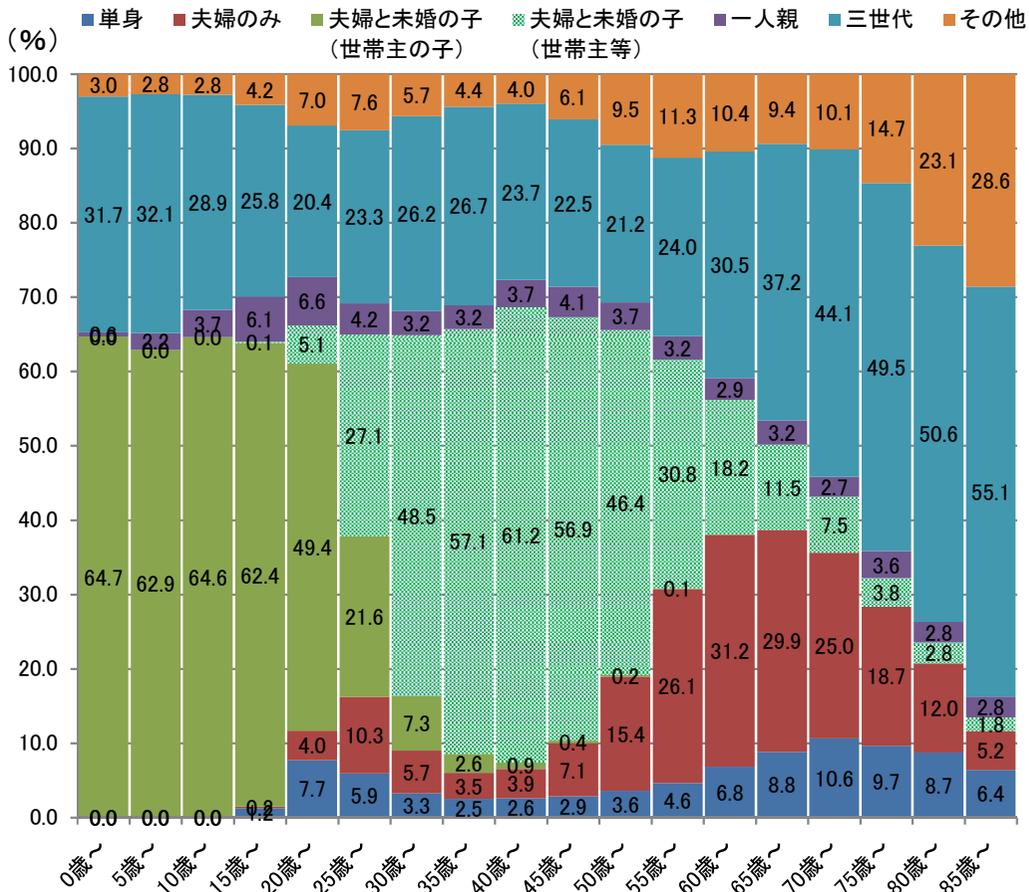
(出所) 2018年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2018年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」  
 2017年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、  
 2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

# 年齢階級別・世帯構造別の世帯員構成割合

- 年齢階級別・世帯構造別の世帯員構成割合をみると、全体的な傾向として、「三世代世帯」に属する者の割合が減少している一方、「単身世帯」や「夫婦のみ世帯」、「ひとり親世帯」に属する者の割合が増加している。
- 特に、60歳以上で、「三世代世帯」に属する者の割合が大きく減少し、「単身世帯」や「夫婦のみ世帯」に属する者の割合が顕著に増加している。
- また、25～49歳で両親と同居する未婚者の割合が顕著に増加している。

1985年

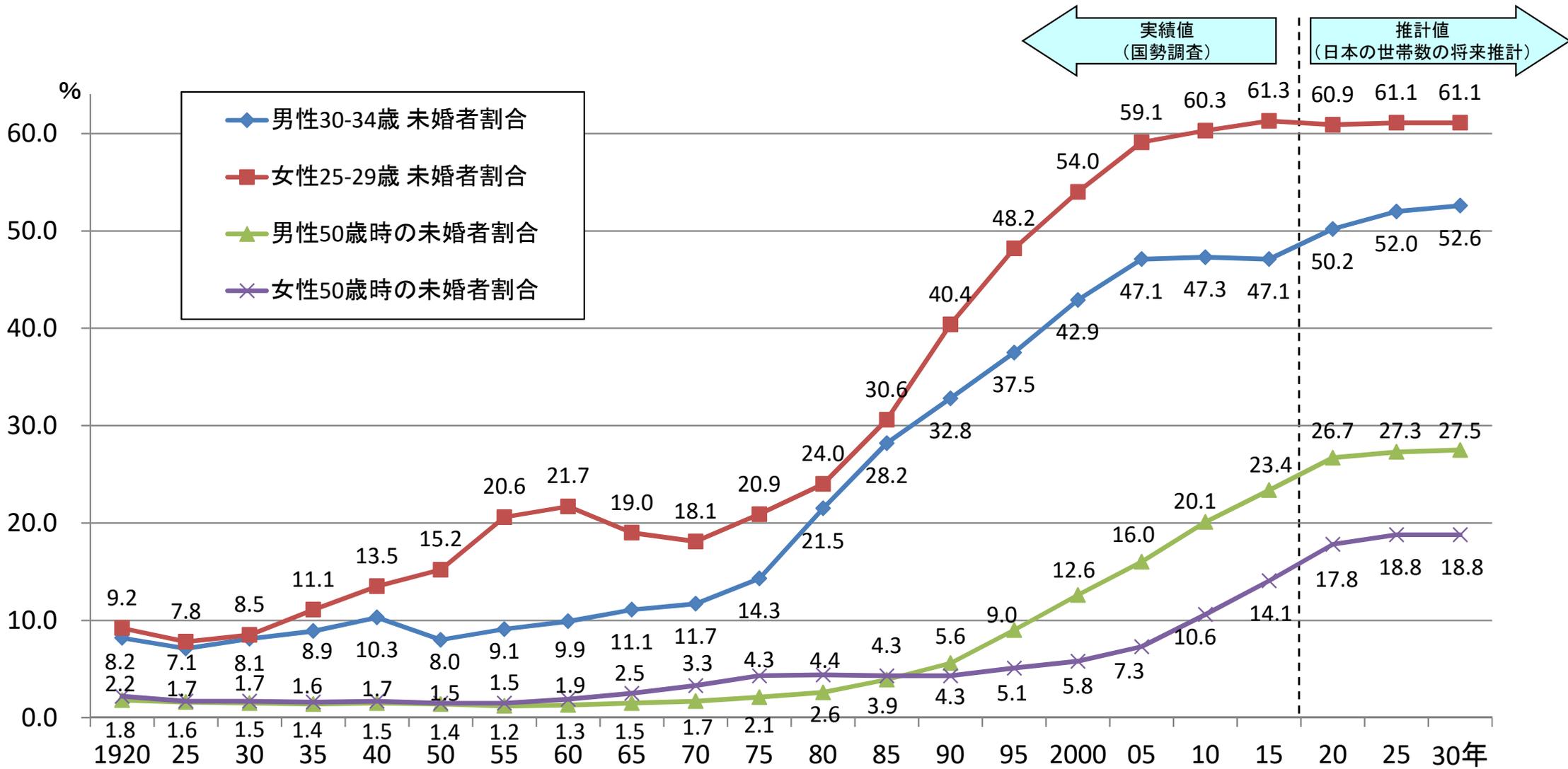
2012年



(出典)厚生労働省「国民生活基礎調査」より厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室作成

# 50歳時の未婚割合の推移

○ 50歳時の未婚割合は、2030年には男性で約28%、女性で約19%になると見込まれている。



資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

注1: 男性30~34歳未婚者割合、女性25~29歳未婚者割合は、2015年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

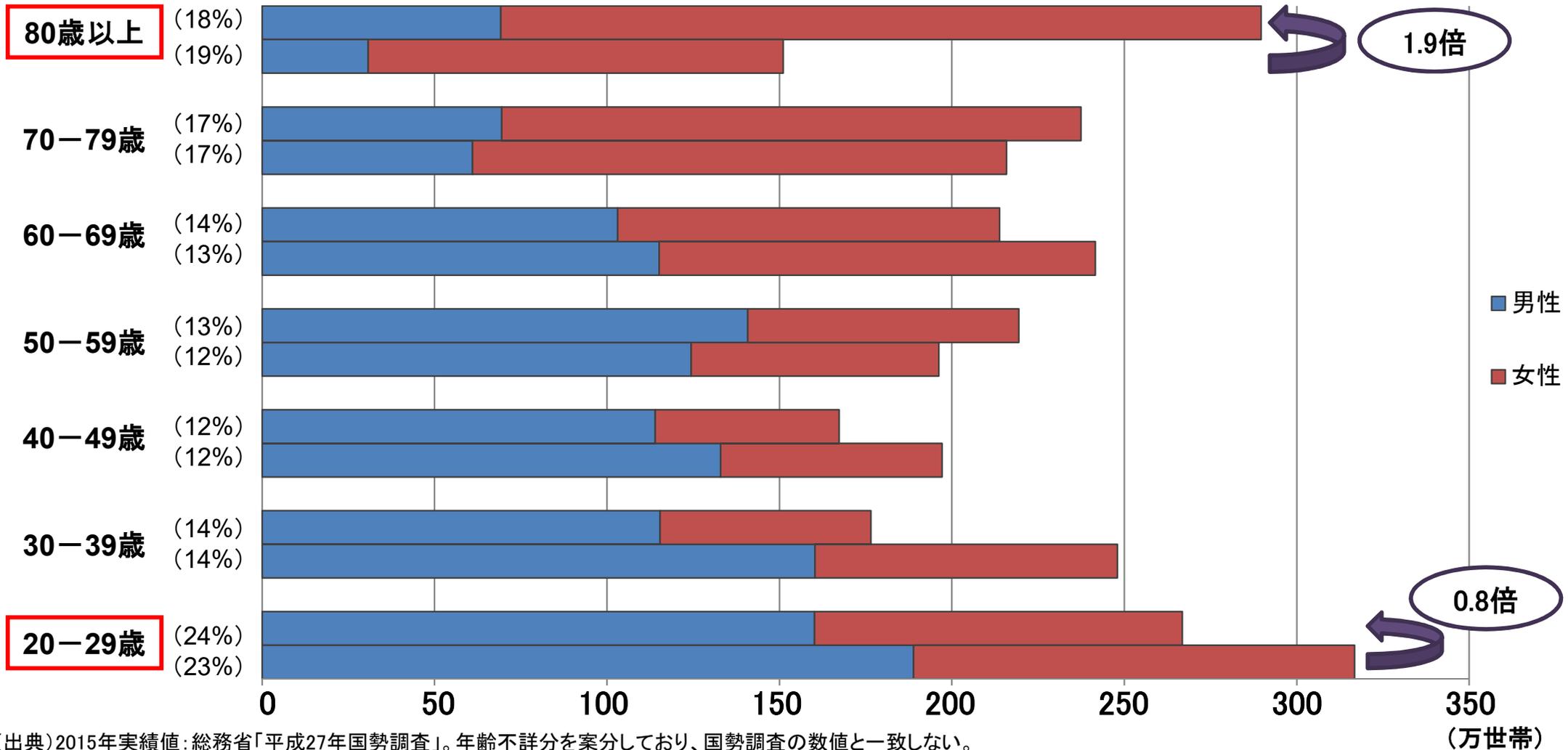
注2: 50歳時の未婚者割合は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、

2015年までは「国勢調査」、2015年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45~49歳の未婚者割合と50~54歳の未婚者割合の平均。

# 2010年と2030年の年齢階級別の単身世帯数の比較

- 単身世帯数はこれまで20歳代で最も多かったが、2030年に向けて80歳以上、特に女性で急速に増加し、20歳代を抜いて単身世帯数が最も多くなる。また、70歳代や、高齢期を控えた50歳代においても、単身世帯数が増加すると見込まれる。
- 50歳未満の単身世帯数は、2010年から2030年にかけて減少が見込まれる。一方で、単身世帯割合に変化はなく、また、夫婦と未婚の子の世帯に当人自身が未婚の子として属する者の割合が高まっており、世帯を形成しない現役層の増加傾向の長期的な影響には注意が必要と考えられる。

上段：2030年推計値 下段：2010年実績値



(出典) 2015年実績値：総務省「平成27年国勢調査」。年齢不詳分を案分しており、国勢調査の数値と一致しない。

2030年推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(2013年1月推計)

注) 各年齢階級の表記の右括弧内は、単身世帯割合。

# 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ(素案)

# 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

## 1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

## 2 主な検討項目

- ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

## 3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事
池田 洋光	高知県中土佐町長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	知久 清志	埼玉県福祉部長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション 代表
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	原田 正樹	植草学園大学 客員教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	堀田 聡子	日本福祉大学 副学長
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	本郷谷 健次	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長	宮島 渡	千葉県松戸市長
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	◎宮本 太郎	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
		室田 信一	中央大学法学部 教授
			首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

（◎：座長）

## 4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年5月16日（木）	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第2回）2019年5月28日（火）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年6月13日（木）	包括的な支援について①
（第4回）2019年7月5日（金）	包括的な支援について②
（第5回）2019年7月16日（火）	中間とりまとめ案について
（第6回）2019年10月15日（火）	新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
（第7回）2019年10月31日（木）	包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
（第8回）2019年11月18日（月）	開催予定

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

# 日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

## 日本の福祉制度の変遷

- 日本の福祉制度は、1980年代後半以降、高齢者介護を起点に発展し、介護保険制度の後、障害福祉、児童福祉など各分野において相談支援の充実など、高齢者介護分野に類似する形で制度化
- 属性別・対象者のリスク別の制度となり専門性は高まったものの、8050問題のような世帯内の複合的なニーズや個々人のライフステージの変化に柔軟に対応できないといった課題が表出

### 〈共同体機能の脆弱化〉

- 高齢化による地域の支え合いの力の一層の低下、未婚化の進行など家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化  
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

### 〈人口減による担い手の不足〉

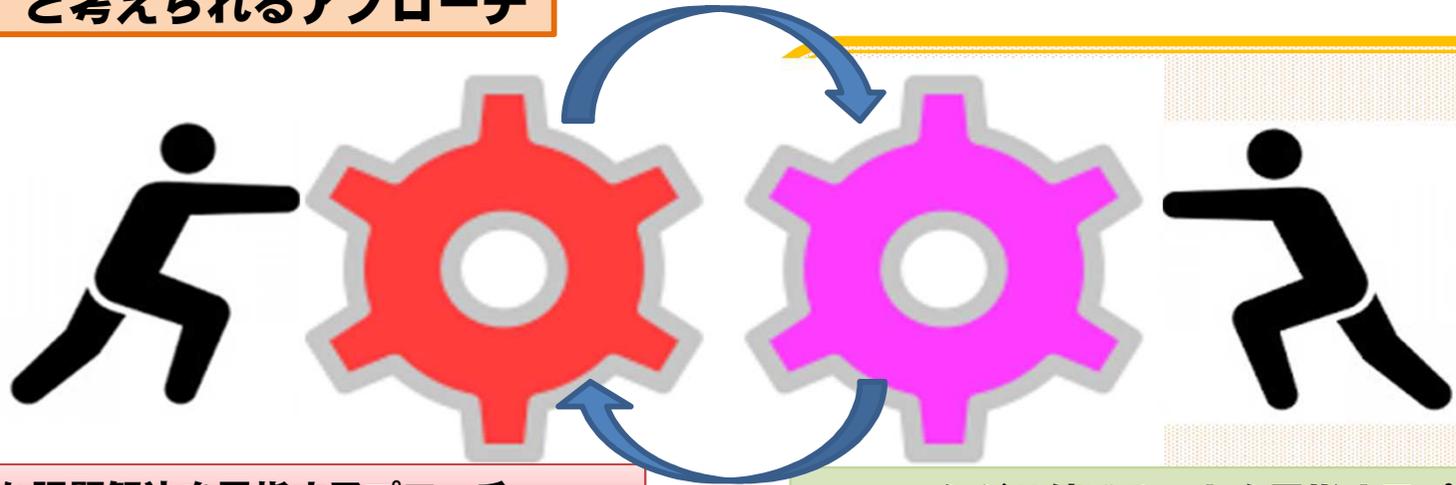
- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、地域社会の持続そのものへの懸念
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

## 支援の“両輪”と考えられるアプローチ



### 具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

### つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

### 共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

## 伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生を支える支援  
(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



## 地域住民の気にかける関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。

## セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
  - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
  - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

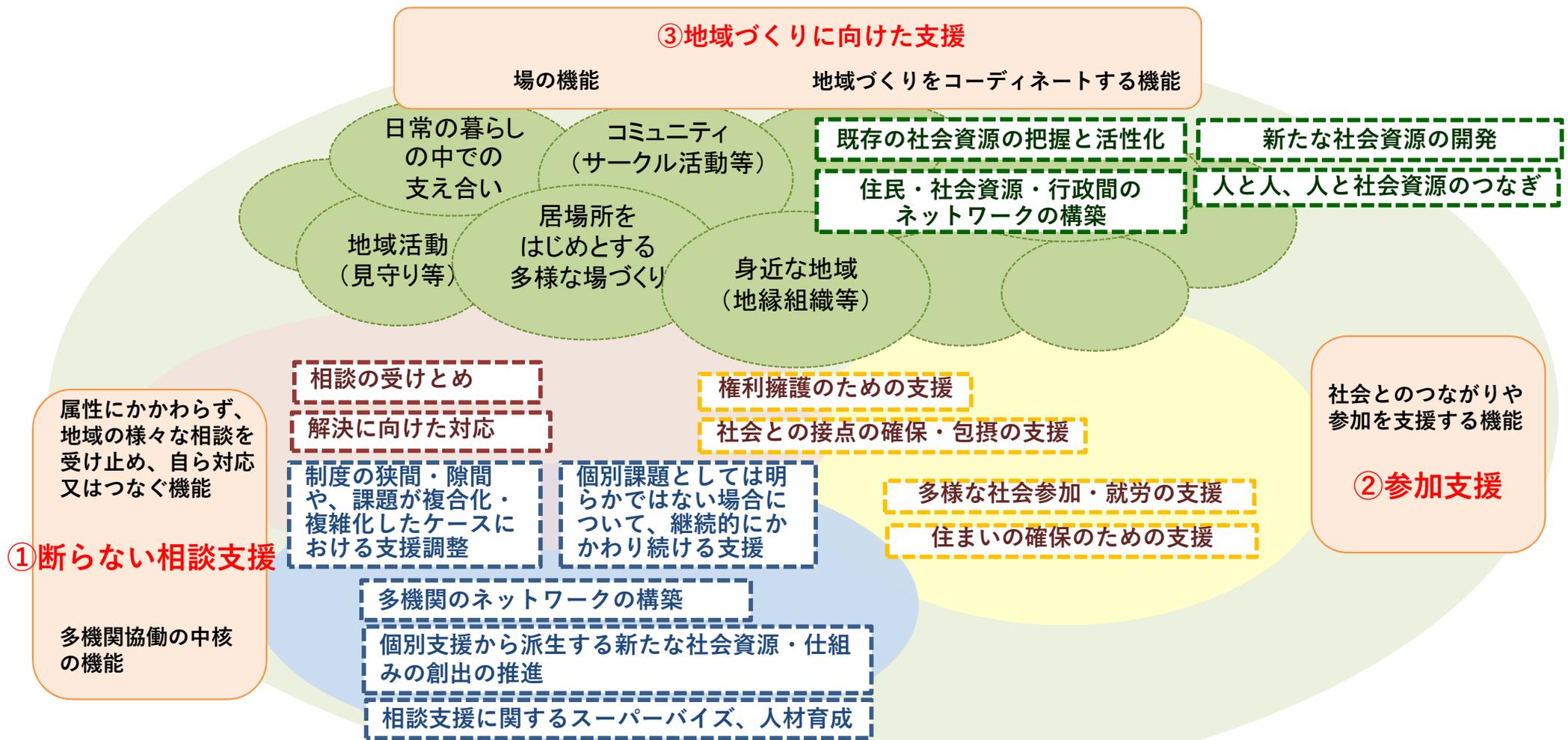
# 新たな包括的な支援の機能等について

令和元年10月15日「第6回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料(一部改変)

◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

- ①断らない相談支援
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



## 新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

## 【新たな事業の内容(①～③を一体的に実施)】

### ①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

### ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

### ③地域づくりに向けた支援

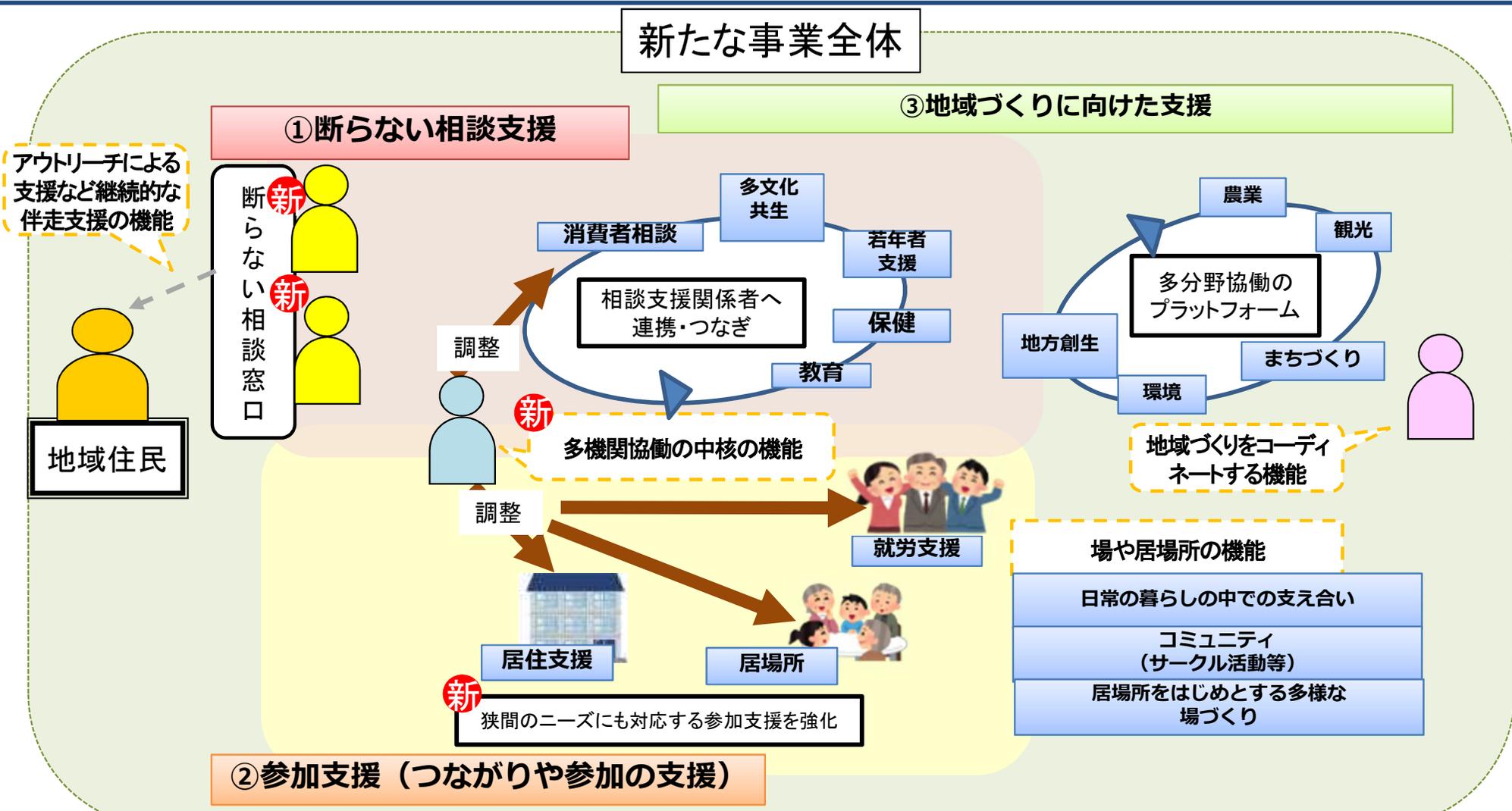
- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
  - ①ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
  - ②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保を行う事業を実施

## (市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

- 新たな事業を行うに当たっては、市町村は、地域住民のニーズや資源の状況等を把握した上で、地域住民と関係機関等と議論をしながら、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
- 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う

# 新たな事業について(イメージ)

- 新たな事業を実施する市町村は、ニーズと資源の状況を勘案し、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- このような地域への包摂に向けた伴走型支援を行う一方で、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。



※①断らない相談支援、②参加支援(つながりや参加の支援)、③地域づくりに向けた支援それぞれの概要については、P6参照

# 新たな事業の枠組み

## ◆断らない相談支援

属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、（ア）世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）、（イ）継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の伴走支援）をそれぞれ強化。

## ◆参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

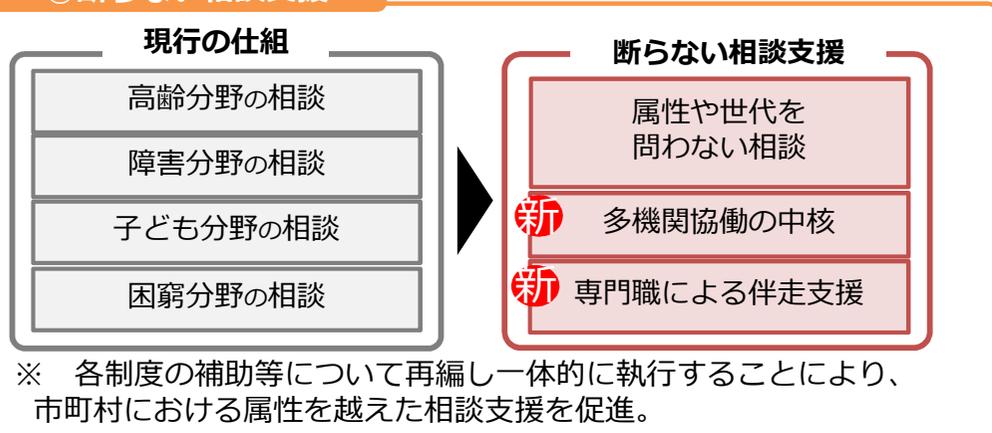
対象者の属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用しつつ、既存制度では利用できない資源が存在しない狭間のニーズに対して、市町村が事業を柔軟に組み立て、実施。

## ◆地域づくりに向けた支援

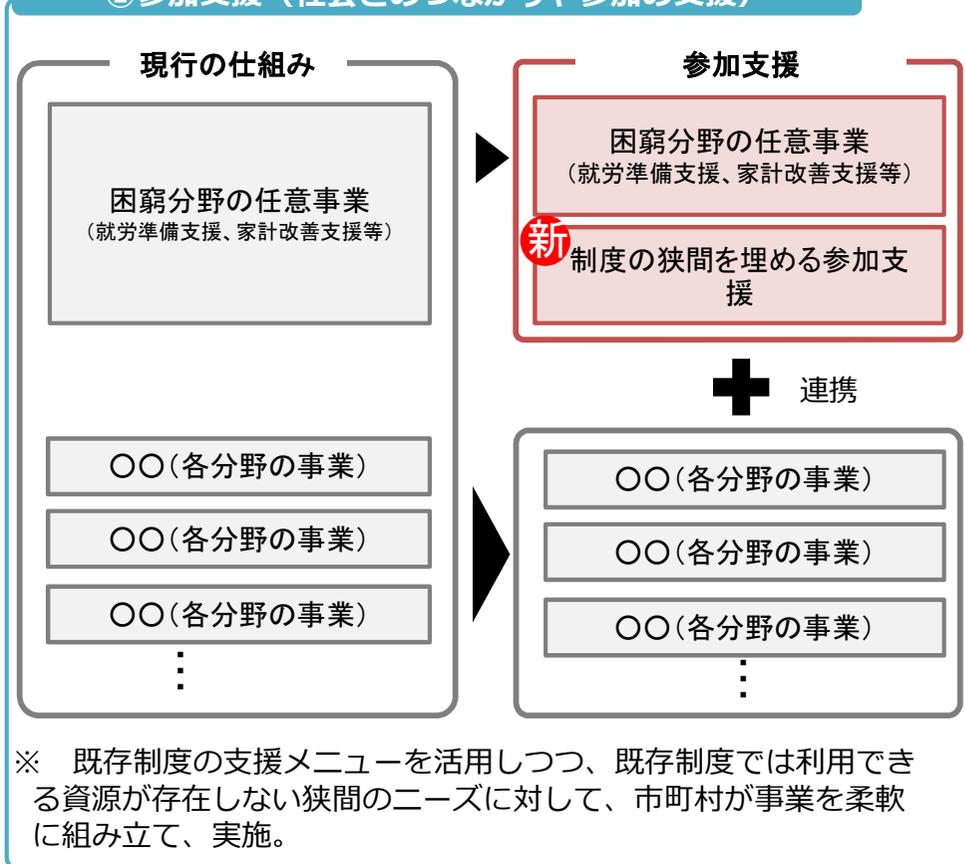
各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とするとともに、以下の機能を確保。

- ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
- 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

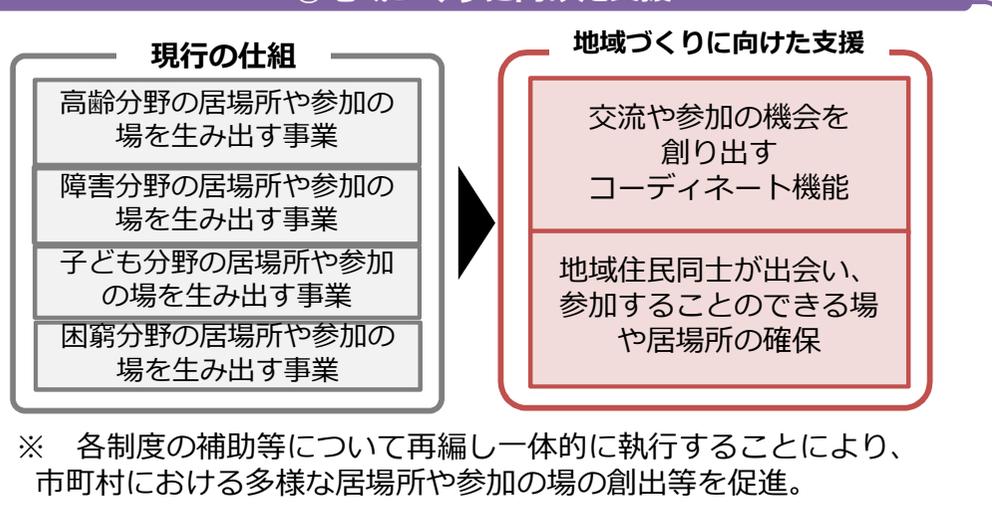
### ①断らない相談支援



### ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）



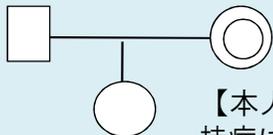
### ③地域づくりに向けた支援



# 新たな事業において実施が期待される支援について

## 家族構成

【夫】  
残業が多い  
中で、家事  
全般を担う



【娘】  
孤独、不登校

【本人】  
持病により入退院  
生活

<本人>  
Aさん(女性)39歳

<家族構成>  
夫40歳、娘10歳

## ◆支援のきっかけ

- Aさん(本人)は、持病を抱え入退院を繰り返している。自身の身の回りのことは何とかできるが、家事などは困難である。
- 夫(40歳)や娘(10歳)に負担をかけていることを心苦しく思い、病院のソーシャルワーカーに相談したところ、新しい事業における相談窓口を紹介される。

### <相談の始まり>

- ・ 支援員がAさんと面接を行い、課題が以下のとおり明らかになる。
- Aさんは、夫が自身の看病や家事全般を担い疲れている。
  - 娘は寂しい思いをしているほか、最近、不登校気味である。
  - 自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐露できる人がおらず辛い。

### <断らない相談支援の効果>

- Aさんが一人で抱え込んでいた複合的な課題を、ワンストップで相談できた。
- Aさん家族の課題に寄り添った、継続的支援ができた。

### <相談後すぐに行った支援>

- ・ Aさんの心のケアを行うことのほか、夫の看病疲れの軽減を図るため、短期間のレスパイトケアを提案。直ぐに入所できる施設がなかったため、医療機関と相談しながら、生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業を利用した。
- ・ 娘は、誰でも利用できる、生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業に相談翌日から通い始める。

### <参加支援の効果>

- 相談者のニーズに対応したスピーディーな支援ができた。
- 支援者側も安心して包括的に相談を受け止めることができた。

### <その後の経過>

- ・ Aさん家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目的とした、「場」づくりが活発であり、その場においてAさん家族のことや子どもの孤食が話題となり、子どもも気軽に立ち寄れる食堂を作ることとなる。
- ・ 娘も、放課後に当該食堂を利用するようになる。

### <地域づくりに向けた支援の効果>

- 地域の中で住民のニーズも踏まえた新たな活動が立ち上がり、支え合いの関係性が作られた。
- 課題を有する住民の存在を早期に発見する機能が醸成された。

## 3つの支援を組み合わることによる効果

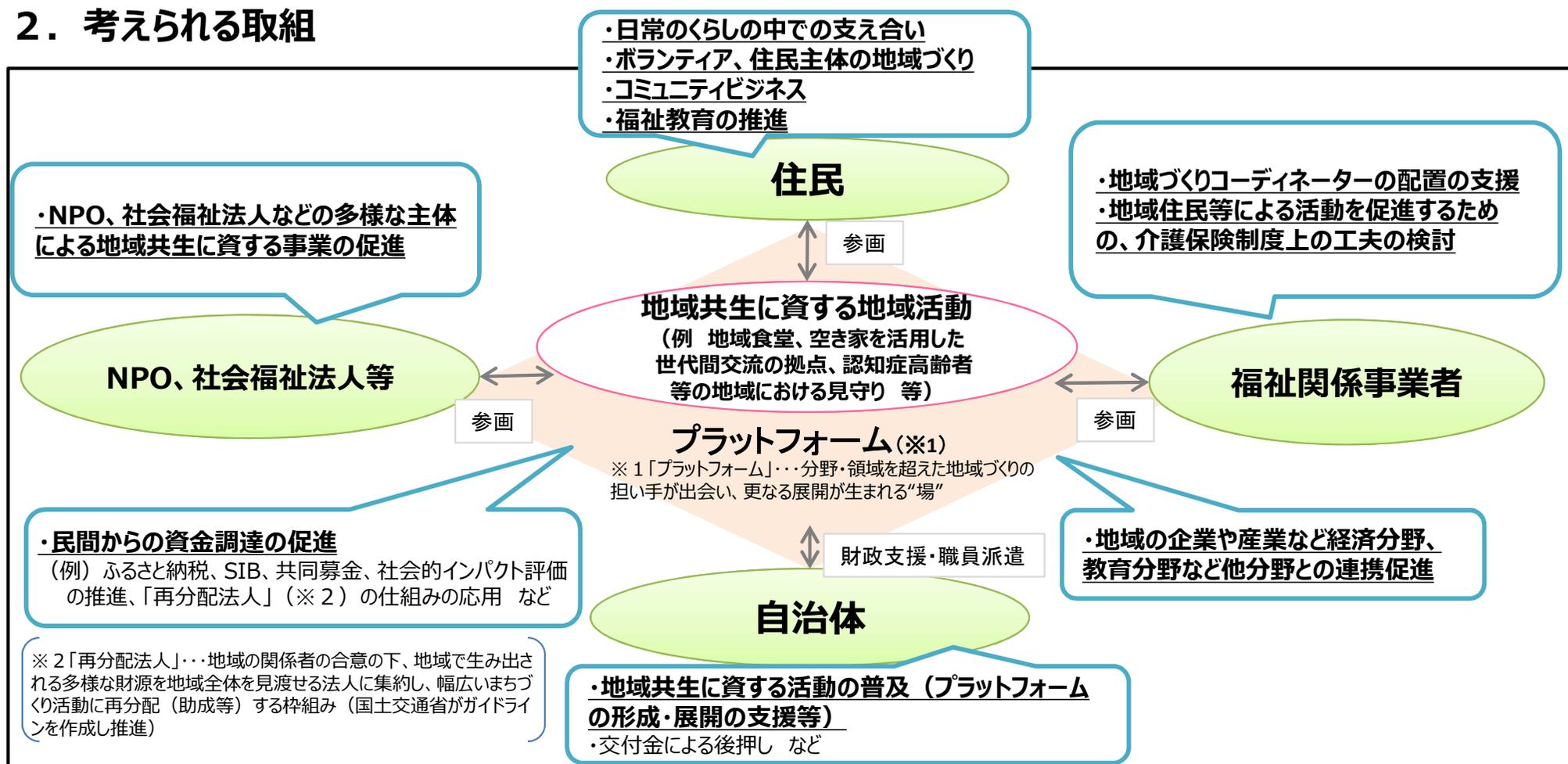
3つの支援が一体的に実施されることにより、Aさん家族や地域において以下のような相乗的な効果がみられた。

- 世帯全体に関わる複合的な課題を有していたため、相談機関出先の課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援(参加支援)を提供でき、結果として、課題が深刻化する前に世帯全体を立て直す見通しを立てることができた。
- また、地域づくりに向けた支援を通じて、住民のニーズも踏まえた新たな地域活動が創出され、Aさん家族の課題も地域で早期に受け止められるようになった。

### 1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

### 2. 考えられる取組



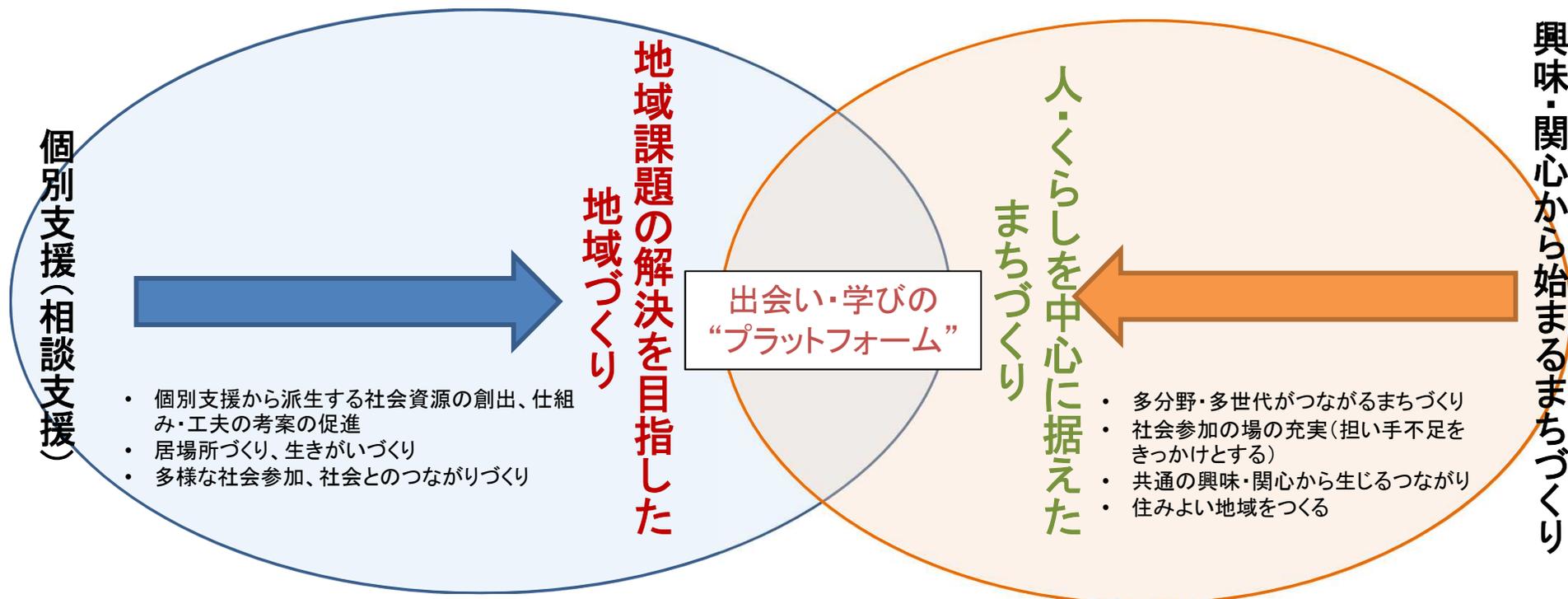
# 多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

令和元年7月5日「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料(一部改変)

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

## 福祉サイドからのアプローチ

## まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



# 関連資料

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

## すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

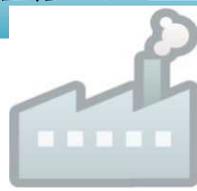
## すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)  
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ  
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出  
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布  
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)の設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ

# 改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

### 1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)

(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

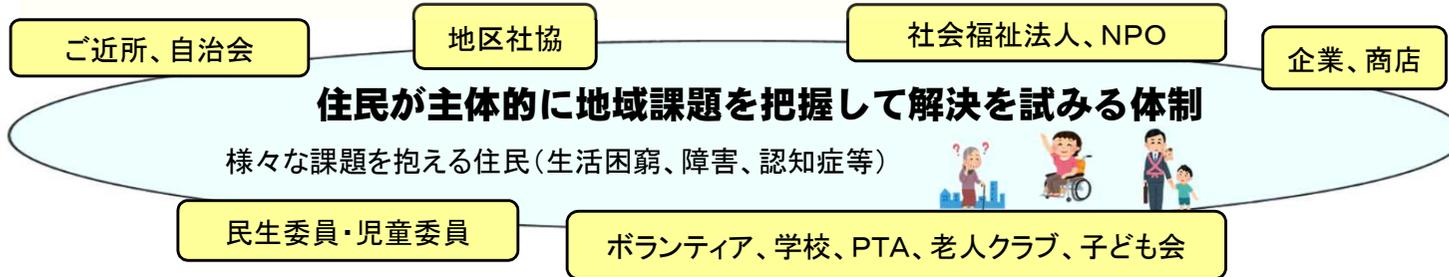
# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算  
平成30年度予算  
平成29年度予算

28億円（200自治体）  
26億円（150自治体）  
20億円（100自治体）

## （1）地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野  
まちおこし、産業、  
農林水産、土木、  
防犯・防災、環境、  
社会教育、交通、  
都市計画

住民に身近な圏域

### 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



**[1]** 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



**[2]** 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

ニッポン一億総活躍プラン  
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

## （2）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握  
多職種・多機関のネットワーク化の推進  
相談支援包括化推進会議の開催等

**[3]**

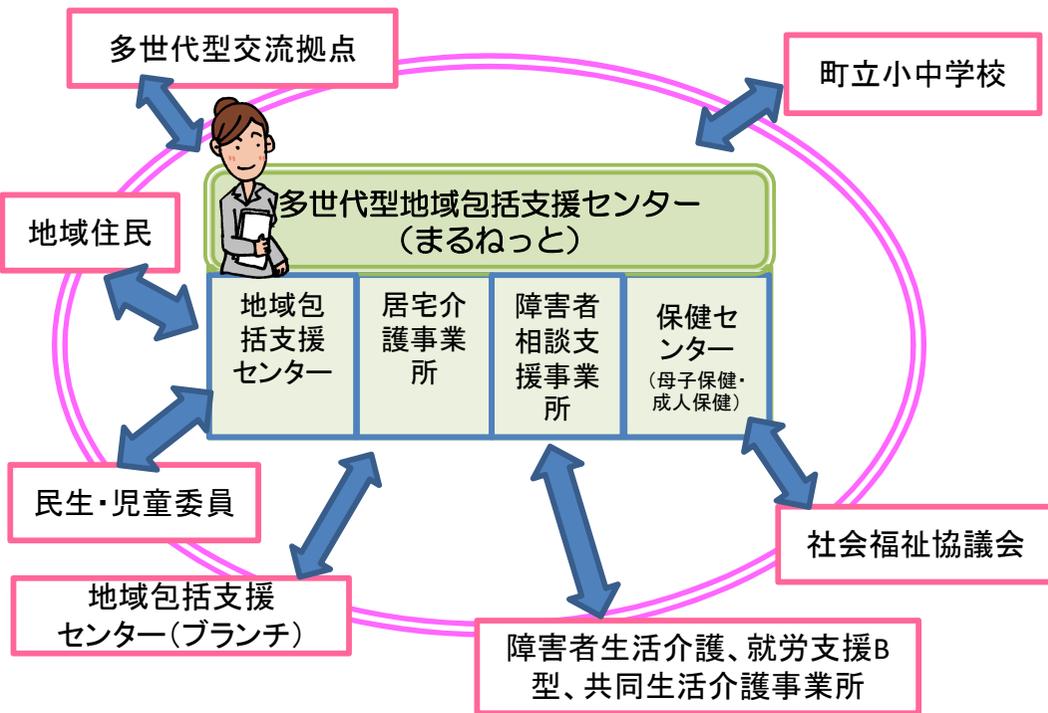


新たな社会資源の創出  
地域に不足する資源の検討

市町村域等

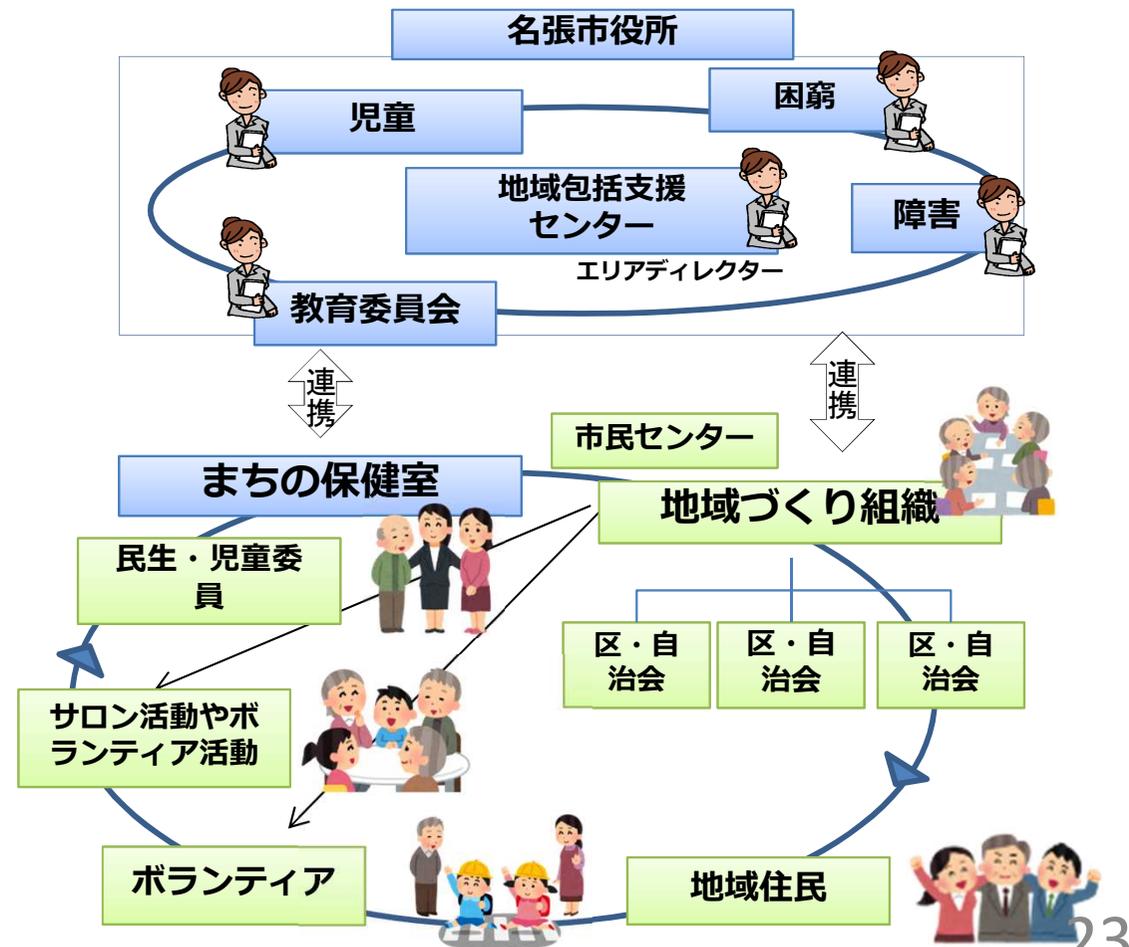
## 秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのブランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



## 三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。  
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



# 相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

<p>A町</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。</li> <li>・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。</li> </ul> <p><b>⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</b></p>
<p>B市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。</li> <li>・ 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査を実施</u>。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。</li> </ul> <p><b>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</b></p>
<p>C市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。</li> </ul> <p><b>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</b></p>

# 「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

## 1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

○ 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。

- ・ 介護保険制度の地域支援事業
- ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
- ・ 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
- ・ 健康増進事業
- ・ その他の国庫補助事業
- ・ 市区町村の単独事業

## 2 費用の計上について

○ 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。

○ その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

## I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

## II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

## III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

# 參考資料

- ⑤ 共助・共生社会づくり(共生社会づくり)
- 全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する。

## まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）

- 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる（3）地域共生社会の実現

### <概要>

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、困難を抱える人を含め、一人ひとりの多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」を目指す。そのため、包括的な支援体制の構築を推進し、地方公共団体の創意工夫ある取組を支援する。

【具体的取組】 ◎地域課題を解決するための包括的な支援体制の強化

- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則の規定に基づき、包括的な支援体制の全国的な整備を行うため、モデル事業における課題等の整理を十分に行う。この整理を踏まえ、本年5月に設置した検討会において、断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設を含め、取組強化に向けた検討を行う。
- 「地域共生社会」の実現に当たり、2018年の改正後の生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいの課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進する。

## 認知症施策大綱（令和元年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議決定）

（認知症施策大綱） 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

### 【基本的考え方】

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めることが重要である。

(1)「認知症バリアフリー」の推進 ⑤地域支援体制の強化

○地域共生社会の実現に向けて、地域共生に資する多様な地域活動の普及・促進を図るとともに、断らない相談支援、伴走型支援を行う包括的な支援体制等について検討する。

（地域福祉の推進）

※下線部は、今回の改正・新設部分

第4条 **地域住民**、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「**地域住民等**」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える

福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立 その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され

る上での各般の課題（以下「**地域生活課題**」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民等（地域住民や福祉関係者（事業者、ボランティア））が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域社会からの孤立も含めた「地域生活課題」を把握するとともに、(3)支援関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉推進の理念を明確化している。

## ○ 福祉事業経営者の責務

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 **社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。**

## ○ 国、地方自治体の責務

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

**2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。**

第4条第2項では、地域福祉を推進していく上で地域住民等が特に留意すべき点を規定しているが、第6条第2項は、地域福祉を推進していく上での国及び地方公共団体の責務を定めている。さらに、第106条の3第1項で市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定している。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

※ 条文全体が今回の改正による新設

**第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの**（市町

村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり

自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、

当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境

その他の事情を勘案し、

支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努める とともに、

必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、

当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業

三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業〔地域包括支援センターの総合相談〕

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業

〔障害者相談支援〕

五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業〔利用者支援事業〕

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談支援事業者が、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務としている。

（包括的な支援体制の整備）

※ 条文全体が今回の改正による新設

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第106条の3第1項は、(1)地域住民が交流する拠点の整備などの地域づくりの取組、(2)身近な地域で住民の相談を分野を問わず包括的に受け止める場の整備、(3)相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワークの整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としている。

## （市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※都道府県地域福祉支援計画についても基本的に同様。

# 地域福祉計画に記載する各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

(地域福祉計画策定ガイドラインから)

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等)との連携に関する事項
- ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者や障害者、児童への統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯ 全庁的な体制整備

# 大牟田市での取組

## 平成30年度老人保健事業推進費補助金 老人保健健康増進等事業

地域包括支援センターが「地域包括ケア」と「地方創生」を統合し、「まちづくり」の中核として機能するための「地域生活課題」に関する情報集積及び活用等に関する調査・研究事業

報告書より

# ① 買い物支援と介護予防

病院

地域交流センター



移動販売

(関係者にとってのメリット)

〈産業側〉

- ・新規のお客さんや知り合いができた
- ・全く知らない業界のことを知るきっかけになった
- ・営業活動など、新しい経験ができた
- ・超高齢社会の中で自分たち(商業者)の営みを維持する可能性(ヒント)を得た

〈福祉側〉

- ・買い物難民の支援につながった
- ・買い物を通して誰かと話す機会になった
- ・店の人が買いにきた認知症の方と触れ合うことで、認知症の啓発につながり、認知症の方に優しいまち(商店街)づくりにつながった

## ②カーディーラーとの協働

65歳以上の就労状況(総務省統計局)

65歳～69歳⇒46.6%

70歳～74歳⇒30.2%

75歳以上⇒9.8%

計86.6%



相談

相談支援包括化推進員

協力依頼

看護小規模  
多機能型  
居宅介護



(関係者にとってのメリット)

### 〈産業側〉

- ・認知症を身近な問題と捉えていた
- ・地域密着を理念に、会社として地域に恩返しがしたかった

### 〈福祉側〉

- ・利用者さんが生き生きしている
- ・各人ごとのリハビリの効果が出ている
- ・家で何もしてなかった人が散歩に行くように、ご飯の引き膳をするなど、行動変容が見られるようになった
- ・職員が利用者一人一人のことを考えながらケアができるようになり、職員のやりがいにつながった

小規模多機能型居宅介護事業所等施設利用者の方々が洗車



# ③農家との協働

## 大牟田まるごとスタイル

教育・福祉・商業・農業・行政関係者

「お互いの困りごとの共有」

(事務局)

相談支援包括化推進員

企画

農作業を通じた就労  
体験会

繋がる

### (関係者にとってのメリット)

#### 〈産業側〉

- ・収穫量の増加につながった
- ・高齢者でも過去の経験等によりできることがあることがわかった
- ・人手不足の解消につながった

#### 〈福祉側〉

- ・何ができるかを知ることができた
- ・取り組みに参加したことで働くことに自信が付き、就労につなげることができた
- ・達成感を得たり、自然と人と交流したりする機会になった



主に、「稲の種まき」、「みかん・すももの収穫」等その時期にやるべき作業

# 官民協働・地域協働の認知症の地域支援体制づくり(福岡県大牟田市)

## 自治体概要※

人口 117,224

面積 81.45km<sup>2</sup>

小学校数\* 20

中学校数\* 8

※2017年4月1日現在

\* 市立のみ

- 介護サービス事業者と行政が協働し、認知症の人と家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを実施している。その取組をきっかけに、誰もが安心して暮らせるまちづくりに発展している。
- 小学校区に最低1か所は小規模多機能型居宅介護施設を設置し、併設する介護予防拠点・地域交流施設が福祉のまちづくりの拠点となっている。
- 機構改革により行政内に総合相談窓口を設置し、対象者で分けない支援体制を構築。

## 住民に身近な地域での取組

### ◎校区まちづくり協議会

- 自治会、校区民生委員・児童委員協議会、校区社会福祉協議会、老人クラブ等の各種団体により構成された協議会を中心に、地域活動を展開
- まちづくりに関するワークショップ等を開催



認知症の人の搜索・声かけ  
(認知症SOSネットワーク模擬訓練)

### ◎介護予防拠点・地域交流施設

- 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスや医療機関、介護施設等に併設(市内45か所設置)
- 福祉のまちづくりの拠点として、**どのような相談でも受け止める場**になることを期待



社会福祉法人等が設置する  
介護予防拠点・地域交流施設

### ◎認知症コーディネーター

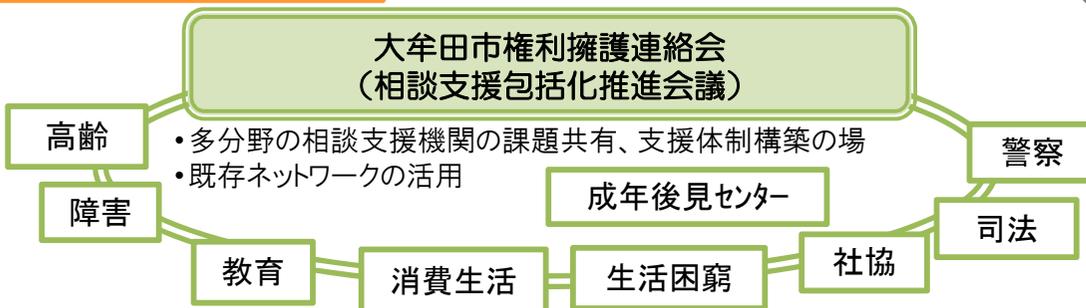
- 市が養成した認知症コーディネーター(修了生)が、地域密着型サービス等に従事し、高齢者等の地域支援を実施

### ◎介護サービス事業者協議会

- 介護サービス事業者協議会の事務局を行政が担い、地域で認知症の人をはじめ高齢者を支える取組(人材育成、福祉教育、模擬訓練等)を実施

協働

## 市レベルでの取組



### ◎よろず相談員(相談支援包括化推進員)

- 行政内に総合相談窓口を配置(機構改革)
- 複合的な課題のある世帯等を支援するために、地域の相談支援機関をコーディネートし支援体制を構築

# 大分県佐伯市

「一般社団法人共生社会実現サポート機構」

**とんとんとん**

# ～子供も、高齢者も、障害のある方等も みんな『ごちゃませ』～

## 【「とんとんとん」の由来】

- ドアをノックする音
- 肩をたたく...ご苦労さんなど

決して「豚、豚、豚」ではない(山内代表)



みんな**役割**がありみんな**で**運営します！

# 【設立までの経過】

- ・子育てに悩むお母さん
- ・居場所のない精神疾患の方々
- ・認知症の高齢者（若年性認知症も含む。）
- ・引きこもりの方を抱えておられる方々 等々

医療機関での診療のみでは限界がある。⇒地域で支えることが重要であり、そのために『地域の居場所』が必要（代表の山内医師）

「とんとんとん」の原点でもある『オレンジカフェさいき』

# 【おれんじカフェさいき】

毎月、第1・3日曜に開催

これまで、オレンジカフェに来られた方で受診等に繋がった方

- 認知症                    9名 ⇒ 6名
- アルコール依存        2名 ⇒ 2名
- 統合失調症              5名 ⇒ 3名
- 強迫性障害              1名 ⇒ 1名
- 引きこもり              4名 ⇒ 2名 等

※ 看護師等専門職も多数ボランティアで参加



かつて賑わった「なかまち商店街」



元洋服屋「ニシキ」さんの  
空き店舗を改装



とんとんとんに集まれる方々の作品です！

「ごちゃまぜ」で情報交換です。「私、今悩んでいます！」、「俺はこう思うぞ！」なんて話されます。



# 夕食会です！



皆さん楽しんでそうです！

# 令和元年度 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施予定自治体一覧表(208自治体)

都道府県名	市区町村名
北海道	釧路市
	京極町
	鷹栖町
	音威子府村
	津別町
	広尾町
	妹背牛町
札幌市	
青森県	青森県
	鱒ヶ沢町
	今別町
	蓬田村
岩手県	外ヶ浜町
	遠野市
	矢巾町
	岩泉町
宮城県	盛岡市
	石巻市
	東松島市
	涌谷町
秋田県	仙台市
	秋田県
	湯沢市
	井川町
山形県	大湯村
	天童市
福島県	山形市
	須賀川市
茨城県	郡山市
	土浦市
	ひたちなか市
	古河市
栃木県	那珂市
	東海村
	栃木県
	栃木市
	那須烏山市
	市貝町
群馬県	野木町
	高根沢町
	那珂川町
	群馬県
埼玉県	玉村町
	埼玉県
	狭山市
	草加市
	和光市
	日高市
千葉県	ふじみ野市
	鳩山町
	川島町
	松戸市
	木更津市
	八千代市
	鴨川市
浦安市	
芝山町	
千葉市	

都道府県名	市区町村名
東京都	東京都
	墨田区
	世田谷区
	杉並区
	江戸川区
	文京区
	中野区
	豊島区
	調布市
	日野市
	国分寺市
	国立市
	狛江市
神奈川県	八王子市
	藤沢市
	小田原市
新潟県	茅ヶ崎市
	新潟県
	佐渡市
	胎内市
	村上市
富山県	関川村
	新潟市
石川県	氷見市
	富山市
福井県	能美市
	金沢市
	福井県
長野県	坂井市
	越前市
	長野県
	伊那市
	下諏訪町
	富士見町
	小布施町
	原村
岐阜県	朝日村
	木島平村
静岡県	岐阜県
	関市
愛知県	吉田町
	浜松市
三重県	愛知県
	長久手市
	東浦町
	名古屋市
	岡崎市
	豊田市
	伊勢市
	桑名市
	名張市
	亀山市
鳥羽市	
いなべ市	
伊賀市	
御浜町	

都道府県名	市区町村名
滋賀県	彦根市
	長浜市
	近江八幡市
	草津市
	高島市
	甲賀市
	野洲市
京都府	東近江市
	米原市
	竜王町
	長岡京市
	京田辺市
	精華町
	京都市
大阪府	池田市
	高石市
	阪南市
	大阪狭山市
	太子町
	大阪市
	豊中市
兵庫県	高槻市
	芦屋市
	宝塚市
	加東市
	たつの市
	明石市
	姫路市
奈良県	奈良県
	桜井市
	王寺町
和歌山県	田原本町
	和歌山県
鳥取県	和歌山市
	鳥取県
	米子市
島根県	八頭町
	琴浦町
	北栄町
岡山県	大田市
	松江市
	美作市
広島県	岡山市
	倉敷市
山口県	大竹市
	広島市
徳島県	呉市
	山口県
香川県	宇部市
	長門市
	徳島県
高松市	宇多津町
	琴平町
	高松市

都道府県名	市区町村名
愛媛県	愛媛県
	宇和島市
高知県	伊予市
	中土佐町
	佐川町
	黒潮町
福岡県	本山町
	高知市
	大牟田市
	八女市
	うきは市
	糸島市
	岡垣町
佐賀県	大刀洗町
	久留米市
長崎県	佐賀市
	佐々町
熊本県	長崎市
	大津町
	合志市
大分県	菊陽町
	大分県
	杵築市
	中津市
	竹田市
宮崎県	都城市
	小林市
	日向市
	門川町
	美郷町
鹿児島県	三股町
	高千穂町
	鹿児島県
	鹿屋市
	西之表市
	中種子町
和泊町	
瀬戸内町	
宇検村	

黄色は新規実施

◆ モデル事業については、今年度までは「断らない相談支援」を進める観点から、①身近な拠点での相談推進事業(住民に身近な圏域)、②多機関の協働による包括的支援体制構築事業(市町村域)を市町村が実施する枠組み。

◆ 来年度は、住民の身近な圏域においては、引き続き、身近な拠点での相談推進事業を行いつつ、中間とりまとめにおいて、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援(コーディネート機能、居場所の機能)が、地域づくりを進めていく上で、必要であると指摘されたことを踏まえ、コーディネーターの配置と地域の多様な関係者が協議する場の設置を推進する。(モデル事業実施自治体のうち、準備が整った自治体を実施するメニューとして想定)

※ モデル事業の効果的な推進のため、身近な拠点の相談員が相談を受けることに加えて、地域のネットワークの構築などの取組を更に強化する観点から、地域づくりを行うコーディネーターを配置する。

## 断らない相談 (身近な相談推進事業)



身近な拠点の相談員  
地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又は他の支援関係者につなぐ

## 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援 新



## 地域やコミュニティにおける多様なつながりを育むための地域づくり



コーディネーター  
複数分野の関係者が協働するためのネットワークを構築し、居場所づくりなど地域づくりを支援。

- 【コーディネーターの4つの機能】
- ①既存の社会資源の把握と活性化
  - ②新たな社会資源の開発
  - ③住民・社会資源・行政間のネットワークの構築(連携体制の構築、情報の共有)
  - ④地域における顔の見える関係性の中での共感や気づきに基づく、人と人、人と社会資源のつなぎ

住民に身近な圏域

◆ 来年度は、市町村圏域においては、引き続き、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を行いつつ、中間とりまとめにおいて、本人・世帯と地域との接点をどのように確保するかが重要であり、そのためには断らない相談支援と一体的かつ縦割りを克服した多様な参加支援（社会とのつながりや参加の支援）が必要であると指摘されたことを踏まえ、参加支援（社会参加や就労支援、居住支援）を実施することとしている。（**モデル事業実施自治体のうち、準備が整った自治体を実施するメニュー**として想定）

※ モデル事業の効果的な推進のため、相談支援包括化推進員が、複合化・複雑化した困難事例に対処することに加えて、課題を抱える者が地域との接点を確保する取組を強化する観点から、社会とのつながりや参加の支援を行う。

## 断らない相談（多機関の協働による包括的支援体制構築事業）

## ① 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

**相談支援包括化推進員**  
 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネート



断らない相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、社会参加や就労支援、居住支援を実施



令和2年度概算要求額：57.8億円 実施主体：市町村（250か所程度）都道府県可（令和元年度予算額2.8億円（200か所程度））

- ◆ 「中間とりまとめ」では、市町村における包括的支援体制の構築にあたって、①断らない相談支援、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援の3つの機能を一体的に備えることが必要であり、積極的に取り組む市町村に対し国として政策的な支援を行うべきとされている。
- ◆ これに関しては、制度改革を行い、令和3年度からの施行を目指すが、令和2年度においては、円滑な移行を図るため、これまで実施してきたモデル事業（地域力強化推進事業・多機関の協働による包括的支援体制構築事業）に、参加支援、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援、包括的支援体制への移行に係る調査事業を新たなメニューとして追加するよう、令和2年度予算要求に所要額を盛り込んだ。

地域包括ケアと似ている？

# これからの 地域づくり戦略

第1部 | 集い編

高齢者が集えば、地域が変わる



住民の  
元気アップ

地域  
コミュニティ  
の再生

保険料の  
伸びの抑制



きっかけは  
高齢者にあり



## 体操等の「**通いの場**」が、まちを変える。

- 参加すること、体操することで、元気になる
- **集まることで、地域がつながる**
- つながる地域が、まちを変える



# 期待される「通いの場」！

一般介護予防事業

介護予防と保健事業  
の一体的実施

認知症対策大綱  
「予防」

地域共生社会実現  
地域生活課題の把握等

## 地域共生社会の実現

### ■ 地域包括ケアシステムとの関係性

- 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係について整理すると、「**地域共生社会**」は、今後、日本社会全体で実現していこうとする社会全体のイメージやビジョンを示すものであり、高齢者分野を出発点として改善を重ねてきた「**地域包括ケアシステム**」は「**地域共生社会**」を実現するための「**システム**」「**仕組み**」であるとまとめられる。
- 高齢者ケアの分野で培ってきた地域包括ケアシステムの考え方や実践は、他分野との協働にも活用できる汎用性の高いものであり、したがって、地域包括ケアシステムの深化と進化は、**地域共生社会**というゴールに向かっていく上では、今後も欠かせないものといえるだろう。